

胆沢陸上競技場

使用区分	基本使用料（貸切の場合1時間までごとに）	付加使用料
児童及び生徒	220円	放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。
一般	260円	

- 1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 2 投てきを目的とする場合は、貸切とみなす。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。